

(別 紙)

釧路市厚岸町定住自立圏形成協定の一部を変更する協定（案）

釧路市（以下「甲」という。）と厚岸町（以下「乙」という。）は、平成２２年９月２７日に締結した釧路市厚岸町定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第３条第１号オに次のように加える。

(ウ) 一般廃棄物処理等に関する連携

a 取組の内容

一般廃棄物（不燃ごみ・粗大ごみ）の処理に関する事業を進める。

b 甲の役割

(a) 一般廃棄物処理施設の安定的な運用を行い、圏域内の一般廃棄物を適正に処理する。

c 乙の役割

(a) 甲と協議の上、関連する事業の実施に対し、必要な経費を負担する。